

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業の改定について

東京都では、平成23年度から中小企業等の皆様が都内に保管する微量PCBが含まれた変圧器・コンデンサー類の電気機器等の濃度分析・処理に係る助成を独自に実施してきました。令和7年4月1日より、国において低濃度PCB廃棄物の処理費等に係る助成制度が開始されたことに伴い、PCB廃棄物処理のさらなる促進のため、都の支援事業を改定しますので、お知らせします。

記

- 1 改定日
令和7年6月2日
- 2 改定の内容
 - (1) 国の助成制度を活用する場合の分析・処理費の助成率
＜現 行＞ 分析・処理費の50% (限度額あり)
＜改 定 後＞ 分析・処理費から国の助成額を除いた額の50% (限度額あり)
※国の助成制度を活用しない場合は、現行のとおりです。
 - (2) 申請期間
＜改定なし＞ 令和8年3月31日まで
※ただし、予算の範囲を超えた日をもって、申請受付を停止します。
※本年6月1日以前に国の交付決定後、処理等を実施した場合は、遡及適用します。
- 3 申請手続き等
 - (1) 申請手順について
国の助成制度を活用する場合は、先行して国の交付申請手続きを実施し、交付決定通知の受領後に都へ申請してください。
国の手続きについては、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団ホームページ (<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin/>) をご確認ください。
 - (2) 申請受付窓口
公益財団法人東京都環境公社
〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル5階
電話：03-3649-8541 (土・日・祝日、年末年始を除く9時から12時、13時から17時まで)
https://www.tokyokankyo.jp/apply/pcb_bunseki/

以上

【問合せ先】

(支援事業に関すること)

環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課 加納
電話 03-5388-3573 (直通) 都庁内線 42-856

(申請手続きに関すること)

公益財団法人東京都環境公社環境共生部環境事業課 高野
電話 03-6666-9143